〆夫れ所の話では躊躇もせずに他人にして出て行くや君の病氣の容體をが出來ない、夫婦抛つたものではなう聖人の教も飛ん〆夫れ所ではないを大變だ不斷ピンりし其夫人が假に看病一切夫人の持他人の手では氣がるゝみとが出來ぬ然は例の交際社會で逃しから起つたゝてある恥知らずとい私の君い時に知言語道斷不身持な宜かつたが其後もつて內當の長い看所が亭主の梅毒はを氣の毒ではないもて二年も三年も溜れる頭の髮は抜たが其後如何したか、其書生は老齢東京に居る樣子だを尋れば一夫多妻論はあるまい私が女交際論など書てを讀で貰ひたいもしむは勿論、婦人手を弄んだり又はを聞いたり演說を主義を奉ずは甚だら鳥が立て一切萬下の父たる者天下何なる破廉恥を犯着けて兎にも角にの權力を回復するすれば男子の無法の大本は多妻法を之を聞く者が其時して聞て居ながら事を云ても迹も行少しも落膽しない影響に無勢、天下んな〃ナ大かしいうが其行はれぬとないか手前達の伴みとは天下一般だ少しも分からない分から止めるが宜上のは手前が即ち事で眼が開く者があるか決して承知の出來ない事である傳染病流行のとき[illegible]かしい事であらうが近處の人が不養生ばかりする、迚も醫者の言ふ事は行はれない序ながら自分も一處になつて不養生を犯すと云ふか假初にも醫者の說を聞て藥物の毒たる道理が胸に落ちて返す言葉もなく其道理を尤もだと合點したらば其者一人でも宜し即刻より斷で養生をするみそ人間の本分だ御多分に洩れぬ事に寄る、多妻法の禽獸世界を脫けて一夫一婦の人間界に還るは人獸分け目の堺だ御多分に從て禽獸の方に附きますと云ふ馬鹿者もなからう私は構ふ事はない生涯有らん限り〳〵遣付けて遣る夫れに返す言葉があるなら反駁して見ろ日本國中の者を相手にして私が獨りで返答しては投飛ばして見せやう

（未完）

貨幣法實施の結果

昨年三月貨幣法の發布以來政府は金貨の鑄造に着手し十月一日より既に五千二百餘萬圓の銀貨を回收して金貨に引換へたりと云ふ引換濟圓銀の內二千二百九十三萬餘圓は日本銀行が正貨準備として所有したるもの、又二千五百六十七萬餘圓は同行所有の成貨證書にして一般人民より引換へたる高は三百四十萬圓に過ぎず殊に海外より歸來の圓銀案外に少なきは當局者が貨幣法の實施上最も好都合なりとする所にして斯の如くなれば引換濟圓銀の處分も甚だ容易なるが如くなれども是れは近頃銀價が廿六片內外を上下して圓銀を以て金貨と引換ふるも其間に格別の差益を生ぜざると上海香港海峽殖民地に於て通貨の不足甚だしくして圓銀の回收に困難なるが爲めとに外ならず若しも今後銀價が更らに下落せんには歸來の圓銀、增加するは勿論、其場合には印度の造幣局に於ても下落したる銀塊を買入れて盛に英弗を鑄造し海峽殖民地等へ放出して利益を占めんとするは必然の勢にして圓銀は次第に驅逐せらるゝみと疑なければ今後處分す可き高も當局者が豫想する如く少額に止まる可しとは信ずる能はず現に政府も此邊の困難を憂慮して圓銀の引換期限を短縮せんと希望するに非ずや兎に角に引換濟銀貨の處分は幣制改革に伴ふ難件にして獨逸にては銀塊として市場に賣出したれども之が爲めに銀價の下落を促して國庫の損失に堪へ難きより已むを得ず今日に至るまで無制限法貨として通用を認めたる次第にして米國を始め羅甸同盟諸國も表面上金貨本位とは云ひながら銀貨處分の困難は孰れも獨逸と同樣の有樣なりと云ふ然るに我國が銀貨國より一躍して純然たる金貨本位を實行せんとするに於ては多少の困難あるは當然の事と云はざるを得ず當局者の考案なりと云ふを聞くに今後補助貨の增鑄必要なれば圓銀を以て三十年度以降三年間に四千百五十萬圓の補助銀貨を鑄造し臺灣銀行支部等へは權限を施して其支部を繼續し又條例の許す限り圓銀を日本銀行の正貨準備に加へしむれば引換濟圓銀の處分に窮する要なしとの說なる由なれども果して斯く簡單に處分を全うするを得るや否や大に疑なきを得ず兌換銀行券條例に據れば日本銀行は正貨準備の四分の一は銀貨を以て充つるを得るの定めなれども引換期限後は銀貨は銀塊と同じく時々の相場に由て價格に意外の變動を招かざるを得ず英國の銀行條例に於て英蘭銀行が正貨準備の五分一は銀貨を以て充つるを得るに拘はらず實際に銀貨準備を置きたる例なきも要するに銀價變動の影響を恐るゝが爲めに外ならず日本銀行にして、いよ〳〵兌換制度の基礎を堅固にせんとならば現在所有の銀貨銀塊をも速に金貨と引換ふるみそ適當の處置なるに殊更らに銀貨準備を設けて意外の危險を被むらんとするが如き策の得たるものに非ず大陸諸國の中央銀行が無制限法貨たる銀貨を所有すると全く趣を異にするは云ふ迄もなき次第なり又近來政府は極印付圓銀を臺灣等へ輸送して其他の流通に充て以て圓銀處分の一法と爲すが如くなれども實際の不便不必要は姑らく措き近頃までに輸送したるは百五十萬圓內外に過ぎずと云へば是れ亦大に依賴す可きものに非ず唯、政府が處分法として重を置く所のものは補助貨增鑄の一事にして或は本位貨を補助貨に改鑄すれば其間に差益を收むるを得べしと雖も元來補助貨の鑄造は本位貨と異にして政府の手加減一ツにあるものなれば其增減に就ては至重の注意を要せざる可らず當局者は補助貨の現在高を人口に割當てゝ其不足を云々すれども補助貨の高は單に人口の多寡にのみに依て定む可きに非ず本位貨兌換券の流通高若しくは信用取引の如き其流通に少なからざる關係あるものにして現今人爲の作用に依て膨脹したる兌換券と補助貨との割合を見れば或は補助貨不足の秀もあらんかなれども兌換券を適度に收縮せしむるときは決して不足を唱ふるの證據と爲すに足らず（米國に於て金銀貨紙幣の流通高に對する補助銀貨の割合は三分七厘にして我國に於ける割合は一割强なり）殊に一旦海外に輸出したる補助貨も或は更らに內國に輸入するとなきに非ざれば當局者が妄に不足の斷を下して增鑄するときは却て補助貨過多の結果を見るやも知る可らず或は目下財政の事情より察すれば政府は既に金貨本位實施の爲めに償金を以て巨額の金塊を買入れ金貨鑄造の資に供したるが故に昨今に於ては償金を流用して公債の募集にも應じ難き場合に陷りたるを以て金貨の代りに國庫に收めたる銀貨を補助貨として軍備擴張其他の費途に充てんとの意あるには非ざるか果して然らば其結果はいよ〳〵通貨を膨脹せしめて經濟社會の變態を激成するに過ぎずと斷じて許す可らざる所なれども又一方より考ふるに今後正貨流入の勢、止みて經濟社會が常態に復すると共に內國の正貨が次第に取付られて海外に流出するは必然の成行なれば政府は回收したる圓銀を補助貨に改鑄するまでもなく金貨本位を維持するの必要より相場の高低に拘はらず銀塊として賣却し以て金貨吸收の策に出づるなどの窮境に陷らざるを得るや否や我輩の疑を存する所なり

○伊藤侯及び佛國軍人の演說

一昨夜三井倶樂部の宴會に於て佛國工兵中佐ムーゼン氏が琵琶湖運河工事に關する一場の演說を試み伊藤侯答は緊備なる挨拶を爲したる要旨は琵琶の本願及び觀外に記載したるが更に兩氏の演說筆記を左に掲ぐ

ムーゼン氏の演說

琵琶湖[illegible]んとするの設計は工費凡そ二億万圓を要し此設計に據りて琵琶湖の水平面を[illegible]メートルは凡そ四十[illegible]ートルとする[illegible]に干上げたる土地を[illegible]於ては頗る多く伊太利の南にトロニヤで云ふ土地あり又シスドンゲも亦然りイスパニヤにも亦[illegible]にても數百年前まで海を爲したる處あり今は[illegible]墾沃の土地となれり是等の[illegible]如くにして新に得たる土地は[illegible]非常に肥沃なる田畑となれり[illegible]に減ずる設計に從へば一億六千萬坪の干上げたる土地を得、是等の大土地は一時に[illegible]も頗る豐饒の地なれば一坪一圓に[illegible]れば其結果工事費を差引きて損するよりも得る所、多かるべし又用兵上より論ずれば此運河工事と共に大見の近傍にある大池を以て內地の港と爲し其周圍に船渠其他軍事に必要なる諸機關を設くれば實に立派なる一大軍港を得、敵國の連合艦隊と雖も到底此處を破るを得ざるべし今一つ此港を造りたる後は京都の商工業は益々隆盛を極め商業上、工業上得る處大なりとす作業は非常に大なると共に利益も亦大なり詳細の設計に就ては諸君の質問に應じて答上べし云々

伊藤侯は先づ問を起して曰く此設計に從へば凡そ幾噸許の船舶出入し得らるゝやムーゼン氏之に答へて[illegible]大なる甲鐵艦即ち凡一萬四五千噸の艦を入るゝに[illegible]べくスエヌの運河は深さ八メートルにして[illegible]の如きは荷物を卸して通過するを得たれども[illegible]深さ九メートルなるを以て其通過に[illegible]ルの[illegible]制も[illegible]佛國大統領[illegible]るゝ事あるも此は[illegible]湖畔河は[illegible]なしと云へり次に[illegible]すら湖水の周圍は水に浸され少しく[illegible]多し若し運河の成工後洪水の時に際せば[illegible]其水勢に堪ふるや否や又其新に干上げたる土地は水に浸さるゝの憂なきや大阪地方の[illegible]今日に於てすら既に琵琶湖水の下流の爲め水害を蒙ること多し若し[illegible]門を開て流下せしめば其水勢は[illegible]て種々質問する處ありしにムーゼン氏[illegible]わり尙は詳細の事は能く[illegible]然せずと云ひ夫より[illegible]の挨拶を爲したり

伊藤侯の挨拶

余は暫らくの間海外に遊びたれば日本の[illegible]せざるを以て實は早くより諸君と相會して[illegible]考を伺はんと欲したるに今回圖らず[illegible]遭遇し至尊の勅命を蒙り今や現に內閣を組織しつゝある次第なれば此時は寧ろ[illegible]を經む可き場合にして今[illegible]合にわらず願はくは席上談話の自由を得せしめよ又去年來有栖川宮殿下に隨行して海外に赴きたる[illegible]

[illegible]せられんことを望む

○[illegible]

[illegible]